

共通仕様書(農林水産土木工事編) 新旧対照表

新	旧
<p>第1章 総則 第1節 総則 [省略] 第106条 緑化・植栽工に係る<u>契約不適合</u>の確認 1 緑化目標に対する判定基準は表2のとおりとする。なお、判定基準について別に定めがある場合は、この限りではない。 2 <u>契約不適合の確認</u>期間は、植生状況について発注者による評価判定結果が良あるいは可と判定されるまでの期間とする。 なお、初回評価結果が、判定保留の場合及び不可の場合の<u>契約不適合の確認</u>期間は、再評価において評価が良あるいは可と判定されるまでの期間とする。 3 植栽工は、土木工事編 I 第4編第2章第11節「道路植栽工」及び本仕様書第14章「保安林整備」によるが、発注者による確認により根が活着したと判断されるまでの1年間は<u>契約不適合の確認</u>期間とする。 4 工事完了後の暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災等の天災により流出、折損、倒木した場合、並びに鳥獣等による食害、掘り起こし等の被害など、受注者の責に帰さない理由による場合は、<u>契約不適合としない</u>。 [以下、省略]</p>	<p>第1章 総則 第1節 総則 [省略] 第106条 緑化・植栽工に係る<u>かし担保</u>の確認 1 緑化目標に対する判定基準は表2のとおりとする。なお、判定基準について別に定めがある場合は、この限りではない。 2 <u>かし担保</u>期間は、植生状況について発注者による評価判定結果が良あるいは可と判定されるまでの期間とする。 なお、初回評価結果が、判定保留の場合及び不可の場合の<u>かし担保</u>の期間は、再評価において評価が良あるいは可と判定されるまでの期間とする。 3 植栽工は、土木工事編 I 第4編第2章第11節「道路植栽工」及び本仕様書第14章「保安林整備」によるが、発注者による確認により根が活着したと判断されるまでの1年間は<u>かし担保</u>期間とする。 4 工事完了後の暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災等の天災により流出、折損、倒木した場合、並びに鳥獣等による食害、掘り起こし等の被害など、受注者の責に帰さない理由による場合は、<u>かし担保外とする</u>。 [以下、省略]</p>